

平成21年岐阜検察審査会審査事件（申立）第5，6号

申立書記載罪名 詐欺

検察官裁定罪名 同上

検察審査会認定罪名 同上

議決年月日 平成21年10月23日

議決の要旨

審査申立人

（氏名）寺町知正

同

（氏名）
[REDACTED]

同

（氏名）
[REDACTED]

被疑者（第5号）

（氏名）横山善道

同（第6号）

（氏名）宮田軍作

不起訴処分をした検察官

（官職氏名）岐阜地方検察庁 検察官検事 石崎功二

上記被疑者らに対する詐欺被疑事件（岐阜地検平成20年検第101860号、同101861号）につき、平成21年3月31日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記申立人らの申立てにより審査を行い、次とおり議決する。

議決の趣旨

本件不起訴処分は不当である。

議決の理由

1 被疑事実の要旨

被疑者横山善道及び同宮田軍作は、平成16年4月18日に執行された岐阜県山県市議会議員選挙の候補者であるが、「山県市議会議員及び山県市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」に基づく選挙公営制度により、山県市から選挙運動用ポスター費用が支給されることを利用して、選挙運動用ポスター費用名下に金員を詐取することを企て、

- (1) 被疑者横山は、同月22日、山県市役所総務課において、同課職員に対し、選挙運動用ポスターの真実の請求金額が84,000円であるにもかかわらず、請求金額欄に「368,550円」等と不正に水増しした金額を記載したポスターの作成を業とするヨツハシ株式会社代表取締役四橋英児名の請求書を提出し、同職員をして、同請求書に記載の請求金額が正規の請求金額であると誤信させ、よって、同年5月13日、ヨツハシ名義の当座預金口座に368,550円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させ
- (2) 被疑者宮田は、ほか1名と共に謀の上、同年4月27日、山県市役所総務課において、同課職員に対し、選挙運動用ポスターの真実の請求金額が106,313円であるにもかかわらず、請求金額欄に「368,550円」等と不正に水増しした金額を記載したポスターの作成を業とする淺野收司名の請求書を提出し、同職員をして、同請求書に記載の請求金額が正規の請求金額であると誤信させ、よって、同年5月13日、上記淺野收司名義の普通預金口座に368,550円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させたものである。

2 檢察審査会の判断

本件不起訴記録、審査申立書及びその添付書類等を精査し、慎重に審査した結果、本件不起訴処分を不当とする理由は、次のとおりである。

(1) 本件犯行が当選後に行われたということは、被疑者らは、市議会議員という自治体の代表者として、本来なら、一層、襟を正して市民の付託に応える立場になったのであるから、一般市民以上に高い倫理観が求められる。従つて、本件選挙ポスター公営制度の運用について、山県市側に相応の落ち度があったとしても、選挙運動に要した費用を抑えようという動機自体、市民感情から言って、山県市に対し被害弁償済みとはいっても、余りにも公金意識をみじんも感じない悪質なものとして、酌量の余地は全くないものと思われる。

(2) 被疑者横山が当選した平成19年4月22日施行の岐阜県議会議員選挙は、本件ポスター水増し事件が初めて社会に周知された同年6月以降より前に施行されたものであり、また、被疑者宮田の当選は、平成20年4月に施行された山県市議会議員選挙における無投票当選であった。

従つて、上記の事実からして、果たして、検察官の主張する地域住民の選挙という民主主義的プロセスを経て選任されたものにあたるとは、到底言えないものと思われる。

以上により、本件起訴猶予の裁定は、寛大にすぎると思われる所以で、到底納得できない。再捜査、再検討の上、被疑者らの刑事責任を厳しく追及されるよう、上記趣旨のとおり議決する。

平成21年10月23日

岐阜検察審査会

2009.10.28 朝日新聞夕刊

山県市議ら不起訴
再び「不当」と議決
ボスター代で検察審査会
04年の岐阜県山県市議選で
当選した市議らが、公費で負
担される選挙ボスター代を水
増し請求したとされる事件
で、岐阜検察審査会は、詐欺
容疑で書類送検された宮田軍
作市議(67)と元市議の横山善
道県議(55)の2人を不起訴
(起訴猶予)とした岐阜地検
の処分に対し、2回目の不起
訴不当を議決した。議決は23
日付。

選挙ボスター代水増し
再度「不起訴不当」
検察審査会が議決

選挙ボスター代水増し
再度「不起訴不当」
検察審査会が議決
「公金意識をみじんも感じ
ない、悪質なもの」――。04
年の山県市議選でボスター代
を水増ししたとされる事件
で、岐阜検察審査会は、市議
ら2人を再び「不起訴不当」
とした。問題を追及してきた
寺町知正市議は「市民の目線
で判断し、感謝したい。岐阜
地検は重く受け止め、起訴し
た。

地検の石崎功二次席は「議
決を踏まえてさらに捜査を
尽くし、検討の上、適切に
対処したい」とコメントし
てほしい」と話した。

2009.10.29 朝日新聞

一〇〇四年の岐阜県山県市議選で当選した時の市議二人による選挙ボスター費用水増し請求事件で、岐阜地検の不起訴（起訴猶予）処分に対し、岐阜検察審査会が再び「不起訴不当」の議決をした。議決は二十三日付。

予)処分に対し、岐阜検察審査会が再び「不起訴不当」の議決をした。議決は二十三日付。

岐阜地検は〇七年、詐欺容疑について二人を起訴猶予としたが、検審は昨年六月、不起訴不当と議決。しかし地検は今年四月、再び起訴猶予にした。

（六七）と、元同市議の横山善道県議（五五）。

議決で検審は「市議は一層襟を正して市民の負託に応える立場」と述べ、「市に対し弁償済みとはいえ、公金意識をみじんも感じない悪質なもの」と費田水増しを批判した。

岐阜地検の石崎功一

沙鹿検事は一説れを踏まえ、さらに捜査を尽くし、「検討の上、適切に対処したい」とコメントした。

て書類送検された。横山県議は「特にコメントはない」、宮田市議は「どのような処分になろうと従うだけだ」と話している。

改正検察審査会法が五月に施行され、「起訴相当」の議決が二度あると、検察は事件を起訴しなければならなくなつた。不起訴不当の議決は、再捜査を促すだけで、起訴について法的拘束力はない。

2009.10.29 中日新聞

ポスター費水増し

再び「不起訴不当」

当選の2人

岐阜検審が議決

て書類送検された。

2009.10.29 岐阜新聞

山県市議選 ポスター一代

2人不起訴 再び「不当」

水増し請求問題 檢察審が議決

「不起訴不当」
2回目も議決

選舉費用水増し請求

2004(平成16)年 ぐるボスター代水増し請求事件に絡み、岐阜
4月の山県市議選をめ 請求事件に絡み、岐阜

員が詐欺容疑で書類送
検され、全員が07年12
月に不起訴処分となっ
た。7議員のうち、横
山県議と宮田市議は議
員辞職しなかった。岐
阜審査会は08年6月に
不起訴不当の議決を出
したが、岐阜地検は09
年3月に、再び不起訴
処分としていた。

不¹起訴不当の議決を
受けて、岐阜地検の石
崎功二次席検事は「さ
らに捜査を尽くし、検
討の上、適切に対処し
たい」とコメントした。

【三上剛輝】

2009.10.29 毎日新聞

などとしている。
同事件に関しては、
岐阜地検が起訴猶予と
したが、同審査会が不
起訴不当と議決したた
め再検査。しかし地検
はことし3月、再び起
訴猶予とし、7月に市
民らが2度目の審査を
申し立てていた。

岐阜地検の石崎功二
次席検事は「議決を踏
まえ、さらに検査を尽
くし、検討の上、適切
に対処したい」とコメ
ントした。

2004年の山県市議選
検察審査会が、岐阜地
検が詐欺罪で不起訴処
分(起訴猶予)とした当
時の同市議選候補者2
人について、不起訴不
当の議決をしていたこ
とが28日、分かった。
審査を申し立ててい
たのは同市民ら3人。
議決は「公金意識を
みじんも感じない悪質
なものとして、酌量の
余地は全くないものと
思われる」などと指摘。
「起訴猶予の裁定は寛
大すぎると思われるの
で、到底納得できない」

2009.10.29 読売新聞

不起訴不当2度目
検察審査会が議決
ボスター費水増し事件

2004年の山県市議選
で当選した市議らがボスター
一製作費を水増し請求して
いた事件で、詐欺容疑で書
類送査された市議と県議に
転じた元市議2人を不起訴
とした岐阜地検の処分につ
いて、岐阜検察審査会は2
度目の不起訴不当を議決し
た。議決は10月23日付。

同地検は07年12月、市議
や印刷業者ら14人を起訴猶
予など不起訴処分とした。
これに対し、寺町知正市議
らが昨年1月、審査会に不服
を申し立て、同年6月、
一度目の不起訴不当議決が
なされた。岐阜地検は議決
を受け、今年3月31日に改
めて不起訴処分(起訴猶予)
決定をしていた。

同審査会は「山県市に対
し被害弁償済みとはいえ、
あまりにも公金意識をみ
じんも感じない悪質なも
のとして、酌量の余地は
全くない」としている。檢
察側は「議決を踏まえ、さ
らに検査を尽くし、検討の
上、適切に対処したい」と
している。